改正案	現 行
(公民館運営審議会)	(公民館運営審議会)
第 15 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館に芦屋市立公民館運営	第 15 条 法第 29 条第 1 項の規定に基づき、公民館に芦屋市立公民館運営
審議会(以下「審議会」という。)を置く。	審議会(以下「審議会」という。)を置く。
2 審議会の委員は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家	2 審議会の委員 <u>の定数</u> は,10人以内 <u>とする</u> 。
庭教育の向上に資する活動を行う者,学識経験のある者並びに市民の中か	
ら委嘱又は任命する。	
3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任	3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前
者の残任期間とする。	任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることができる。	
(<u>補則</u>)	(<u>委任</u>)
第 16 条 (省略)	第 16 条 (省略)

_6T